

議案第 20 号

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 2 年 3 月 3 日提出

天理市長 並 河 健

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年 1 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 53 号を第 55 号とし、第 52 号を第 54 号とし、第 51 号を第 52 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

53	学校運営協議会の委員	日額	1,500	同上
----	------------	----	-------	----

別表中第 50 号を第 51 号とし、第 34 号から第 49 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表第 33 号中「予算に定める範囲内の額」を「同上」に改め、同号を同表第 34 号とし、同表第 32 号の次に次の 1 号を加える。

33	地域福祉計画審議会の委員	日額	8,800	予算に定める範囲内の額
----	--------------	----	-------	-------------

別表備考第 2 項中「第 12 号」を「第 8 号の投票管理者、第 9 号の期日前投票管理者、第 12 号」に、「又は」を「及び」に、「立会時間」を「従事時間」に改め、同表備考第 3 項中「第 53 号」を「第 55 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。